

湯川村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

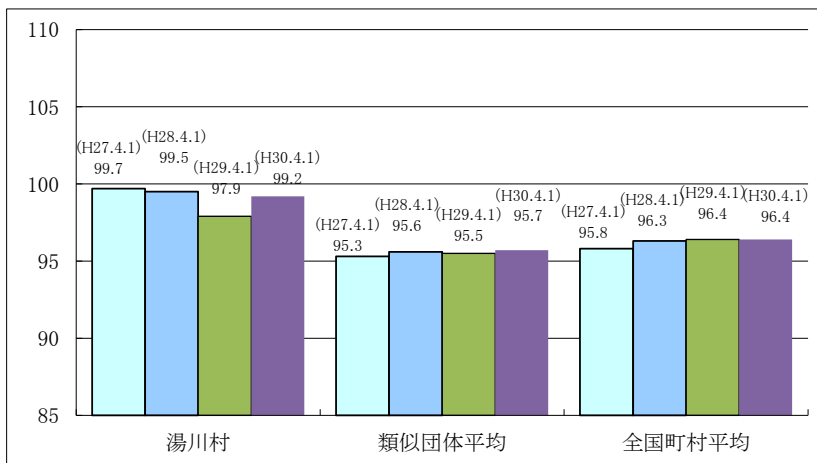
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 3,315	千円 2,537,923	千円 74,151	千円 487,563	% 19.2%	% 20.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
29年度	人 52	千円 180,165	千円 26,659	千円 72,336	千円 279,160	千円 5,368	千円 5,414

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日までの経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

単身赴任手当・通勤手当について、県と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
湯川村	39.6 歳	307,100 円	348,700 円	331,700 円
福島県	42.8 歳	329,300 円	411,529 円	360,621 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	40.6 歳	294,324 円	333,931 円	323,675 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
湯川村	58.8 歳	297,500 円	300,200 円	300,566 円
福島県	55.7 歳	336,100 円	373,380 円	350,562 円
国	50.7 歳	286,817 円	—	328,637 円
類似団体	49.3 歳	281,989 円	305,091 円	297,464 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区分		湯川村	福島県	国
一般行政職	大学卒	183,400 円	190,100 円	179,200 円
	高校卒	150,400 円	154,900 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	163,900 円	144,500 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

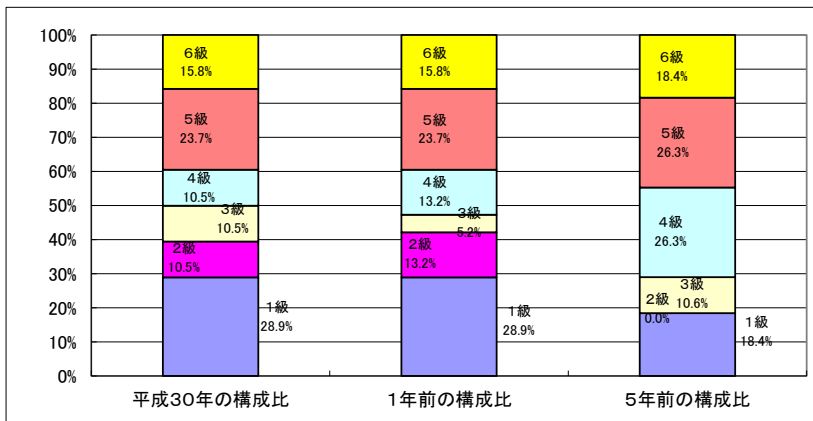
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	257,300 円	360,900 円	389,900 円	411,800 円
	高校卒	— 円	— 円	390,500 円	386,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	297,500 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

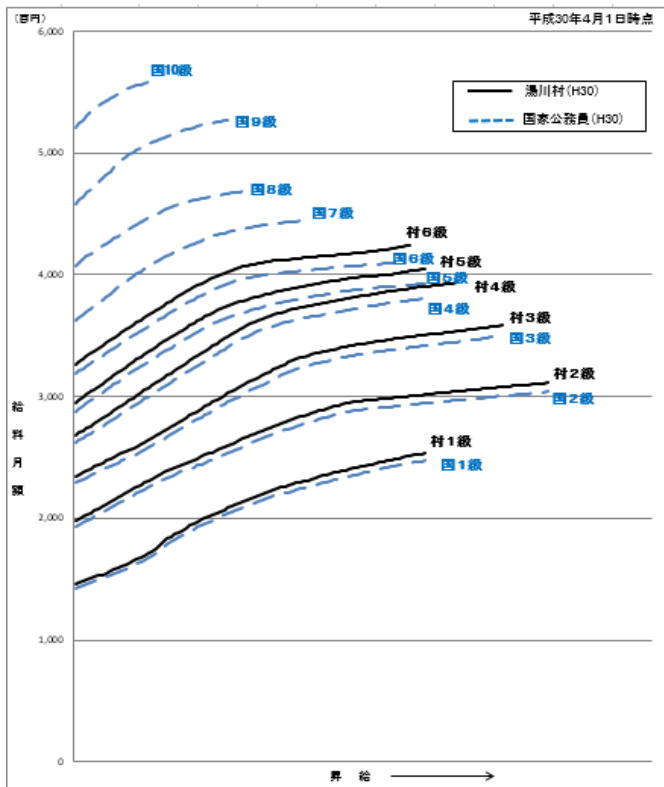
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	11人	28.9%	145,800円	253,100円
2級	主査、技査	4人	10.5%	197,500円	311,100円
3級	係長、主査、技査	4人	10.5%	234,200円	358,200円
4級	主任主査、主任技査	4人	10.5%	267,900円	393,300円
5級	主幹	9人	23.7%	294,800円	404,900円
6級	課長	6人	15.8%	326,200円	424,100円

- (注) 1 湯川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に7級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
下位、標準の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期		令和3年度		令和3年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

湯川村		福島県		国	
1人当たり平均支給額(29年度) 1,462 千円		1人当たり平均支給額(29年度) 1,734 千円		—	
(29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.40)月分 (0.85)月分		(29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.40)月分 (0.85)月分		(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%、管理職加算15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%、管理職加算10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

平成30年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
下位、標準の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期		令和2年度		令和2年度	

(2) 退職手当 (30年4月1日現在)

湯川村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		

(3) 時間外勤務手当

支給実績 (29 年度 決算)	10,098 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年額 (29 年度 決算)	220 千円
支給実績 (28 年度 決算)	10,450 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年額 (28 年度 決算)	222 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者6,500円、子10,000円等 特定期間(16歳～22歳)の加算5,000円	同		4,554 千円	207,000 円
住居手当	借家等に居住している職員で月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に対し上限27,000円	異	支払家賃9,500円以上を対象	436 千円	145,333 円
通勤手当	(交通用具使用者) 片道2km以上 2,700円～52,500円 (交通機関利用者) 運賃等相当額が63,000円以下については運賃等相当額	異	使用距離区分	2,754 千円	72,474 円
管理職手当	課長職以上の職員について月額42,000円	異	定額	3,015 千円	502,500 円
宿日直手当	勤務1回につき 5,000円	異	一般の支給額、特別の手当なし	605 千円	14,070 円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料報酬	村長	726,000 円 (- 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 820,000 円 / 498,000 円	
	副村長	580,000 円 (- 円)	667,000 円 / 443,000 円	
	議長	242,000 円 (- 円)	316,000 円 / 186,300 円	
	副議長	200,000 円 (- 円)	253,000 円 / 129,600 円	
	議員	180,000 円 (- 円)	230,000 円 / 109,000 円	
	期末手当	村長	(29年度支給割合)	
副村長		3.25	月分	
議長		(29年度支給割合)		
副議長 議員		3.25	月分	
退職手当	村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副村長	給料月額×在職年数×0.48	16,727,040 円	任期ごと
	議員	給料月額×在職年数×0.29	8,073,600 円	任期ごと
備考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

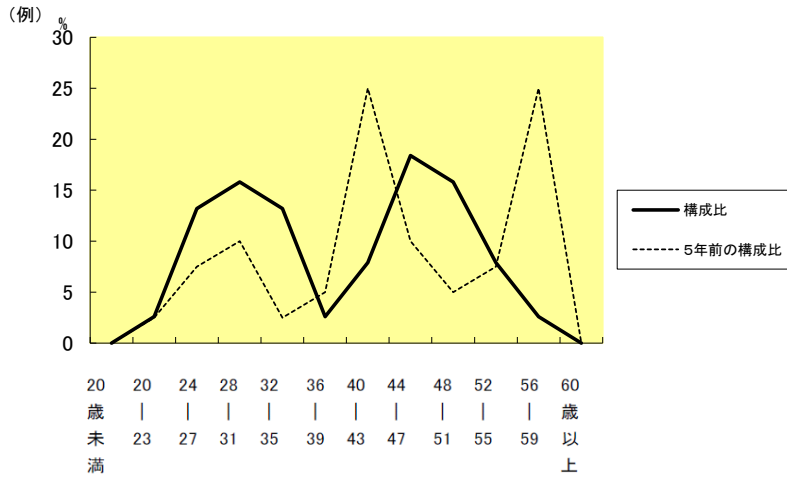
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議会	1	1		保健センターを係とする
	総務企画	11	11		
	税務	3	3		
	民生	10	10		
	衛生	4	4		
	労働				
	農林水産	5	5		
	商工	3	3		
	土木	3	3		
	計	40	40		
	教育部門	12	12		
	消防部門				
	小 計	52	52		
公営企業会計等部門	水道	-	-		
	下水道	1	1		
	国保	2	2		
	介護	3	3		
	小 計	6	6		
合 計		58	58		
		[66]	[66]	[66]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	0人	1人	5人	6人	5人	1人	3人	7人	6人	3人	1人	0人	38人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	41	39	41	42	40	40	△1 (-%)
教育	12	12	11	12	12	12	0 (-%)
消防							
普通会計計	53	51	52	54	52	52	△1 (-%)
公営企業会計計	4	4	4	4	6	6	2 (-%)
総合計	57	55	56	58	58	58	1 (-%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。